

タイトル	債務整理事務の委任を受けた弁護士が委任事務処理のため委任者から受領した金銭を預け入れるために弁護士の個人名義で開設した普通預金口座に係る預金債権の帰属：最判平成一五年六月一二日民集五七巻六号五六三頁(判例時報一八二九号九頁)
著者	須田，晟雄
引用	北海学園大学法学研究，40(2)：443-461
発行日	2004-09-30

債務整理事務の委任を受けた弁護士が委任事務処理のため  
委任者から受領した金銭を預け入れるために弁護士の個人  
名義で開設した普通預金口座に係る預金債権の帰属

最判平成一五年六月二二日民集五七卷六号五六三頁（判例時報一八二九号九  
頁）

須田 晟 雄

「事実の概要」

〔判例〕 X<sub>1</sub>会社（原告・控訴人・上告人）は、弁護士X<sub>2</sub>（原告・控訴人・上告人）に対し、平成九年九月ころX<sub>1</sub>会社の債務整理に関する事務処理を委任し、本件委任契約を締結した。X<sub>2</sub>は、同年一〇月八日日本件委任契約に基づき債務整理の委任事務を遂行するために、X<sub>1</sub>会社の財産を管理すべく、A銀行との間で、X<sub>2</sub>名義の普通預金契約を締結して本件預金口座を開設し、X<sub>1</sub>会社から預かった五〇〇万円を本件口座に入金した。X<sub>2</sub>は、本件口座を開設した当初から届出印と預金通帳を管理してい

た。

本件口座には、前記五〇〇万円の他に、X<sub>1</sub>会社の代表者Bの所有する株式の売却代金二〇万円、X<sub>1</sub>会社がBのために立て替えた市民税および所得税についての一三万二〇〇〇円の立替返還金が振り込まれた。そのほか、X<sub>1</sub>会社の不動産や工場内動産等の売却代金、請負代金、公租公課の還付金等もつばらX<sub>1</sub>会社に関連したものが入金された。

本件口座からの出金は、X<sub>1</sub>会社の債権者に対する配当金、雇用労働者への給料、社会保険料、税金等、もつばらX<sub>1</sub>会社関連の支出にかかるものであった。

X<sub>1</sub>会社は、平成九年度消費税・地方消費税のうち、納期限平成九年一月一日のもの、および法人税を含む納期限平成九年三月二日のものを滞納した。そこで、延岡税務署長Y（被告・被控訴人・被上告人）は、本件預金債権の払戻請求権を差押えた。

X<sub>1</sub>会社は、納期限平成一〇年六月一日分の平成九年度消費税・地方消費税を滞納したために、Yは、これらの税を徴収するために交付要求を行った。

X<sub>1</sub>会社、X<sub>2</sub>は、それぞれ本件差押えにつき異議申立をしたが、Yに却下または棄却され、X<sub>1</sub>会社の国税不服審判長に對

する審判請求は却下され、X<sub>2</sub>の審判請求は三カ月を経過した。また、本件交付要求につき異議申立をしたが、Yに却下または棄却され、国税不服審判長に對する審判請求は、却下または三カ月が経過した。なお、Yは、平成一〇年一〇月九日、納期限平成一〇年三月二日の滞納分について行った差押えを取消した。

X等は、本件差押えおよび本件交付請求につき、主位的に無効確認を、予備的に取消を訴求した。

一審判決は、本件差押えに係る訴の利益について、行政処分、予備的請求としての取消請求が適法に係属しているからといって、主位的請求である無効確認訴訟の訴の利益がなくなるものとはいえない。ただし、本件差押えのうちYがその差押えを取り消した部分については、訴の利益を欠くと判示した。また、交付要求は、民事執行法上の配当要求と同じく滞納に係る租税の弁済を催告する行為であり、実体法上の権利義務を変動させる効果を有しないから、行政処分にあらず、交付要求についての訴はいずれも不合法であり、本件差押えは、Yが本件預金債権を滞納者であるX<sub>1</sub>会社の財産と解してこれを行ったにすぎないから、X<sub>1</sub>のX<sub>2</sub>に對する本件委任

契約に基づく委任事務の遂行請求を法律上直接的に妨げるものではない。したがって、X<sub>1</sub>会社は、本件差押えの無効確認ないし取消を求めるにつき法律上の利益を有するとは認められず、本件差押えに係る訴はいずれも不適法であるとし、X等の本件訴のうち、納期限平成九年十二月一日の滞納部分に係るX<sub>2</sub>の訴のみが適法であるとした。

本件普通預金契約締結の経緯、預金債権の出捐状況および預金口座の利用状況等を総合すれば、当該預金の出捐者、すなわち当該預金の現実の拠出者はX<sub>1</sub>会社であると認められるから、本件預金債権はX<sub>1</sub>会社に帰属すると認められるのが相当であり、本件差押えが違法であることを認めることはできないから、本件差押えの無効確認または取消を求めるX<sub>2</sub>の請求はいずれも理由がないとして請求を棄却した。

〔判 例 研 究〕

二審判決は、行政処分が無効確認訴訟の無効原因となる瑕疵と、取消訴訟の取消原因となる瑕疵は質的には別個のものとは評価すべきであり、両者は単純な包含関係にあるということはできず、両者の訴訟物は別個であると解すべきであるから、両者の訴訟が同時に係属していることにより、無効確認訴訟が訴の利益を欠くことはないとし、X<sub>1</sub>会社は、本件差押え処分の名宛人であり、本件預金債権は、後記認定事実によ

れば、X<sub>1</sub>会社に帰属するから、X<sub>1</sub>会社が原告適格を有することとは明らかであるとす。本件預金債権の帰属について、いわゆる客観説によれば、自らの出捐により、自己の預金とする意思で、自らまたは使者・代理人を通じて預金契約をした者を預金者とするものである。任意整理を受任した弁護士は、その前払費用として委任者から弁済資金を受領したとしても（六四九条）、委任者の債務の弁済を委任者の代理人として行うことが委任の目的であつて、その目的以外に同弁護士が弁済資金を自由に処分できるものではなく（その資金を任意整理事務の趣旨に反して自己の財産とすることはできない）、善良なる管理者の注意義務をもつて同弁済資金を管理し（六四四条）、委任契約が解約されたときはその返還義務を負うものである。前記事実関係と任意整理目的の委任契約の内容を考慮すると、本件預金はX<sub>1</sub>会社の出捐により、X<sub>1</sub>会社の預金とする意思で、X<sub>2</sub>を使者・代理人として預金契約をしたものと認めるのが相当である。以上によれば、原判決のうち、X<sub>2</sub>の請求を棄却した部分は相当であるが、X<sub>1</sub>会社に原告適格を認めなかつたのは相当でなく、X<sub>1</sub>会社の請求については原裁判所に差し戻させずに請求を棄却すべきところ、請求棄却判決は訴の却下判決よりX<sub>1</sub>会社にとって不利益であるから、いわ

ゆる不利益変更の禁止により、訴却下判決を変更しないものとしてX等の控訴を棄却した。

X等は、上告し、上告受理申立理由として、会社の任意負債整理にあたって最も重要な点は、平等弁済の確保であり、債権者のうち一人でも平等弁済に応じない者が出てきた場合には、任意の負債整理をすべきではなく、直ちに破産手続きに移行しなければならない。したがって、会社の負債整理を弁護士が受任した場合には、会社の財産が一般債権者の差押えを受けないようにそれを実費として預かり、この委任事務遂行のために管理することが重要である。本件では、X<sub>2</sub>がX<sub>1</sub>会社から現金を預かって本件口座に入金した金員、その後本件口座に振り込まれた金員は、すべて費用前払請求権に基づく前受金である。

本件の会社の任意整理のように、大量かつ迅速な処理を必要とする事案において、費用前払請求権に基づく前受金であるかどうかの基準となるのは、債権放棄や免除を伴う平等弁済が厳守されているかどうかによるが、本件ではこのことが厳守されているから、X<sub>2</sub>の本件口座の預金は、費用前払請求権に基づく前受金といえる。

弁護士が依頼人から費用の前払いとして受領した金銭の所

有権は弁護士に帰属するのであって、弁護士には受領した金銭と同額の金員を返還すべき場合があるというにすぎない。

金銭消費貸借契約において、貸主から金銭の交付を受けて借主名義で預金がなされた場合に、預金者を借主とする判例があるが、本件は、消費貸借の場合以上に弁護士を預金者としなければならない事案である旨を主張した。

### 「判決理由」

破棄自判。一 本件預金債権の払戻請求権に対する差押えにつき、原判決を破棄し、第一審判決を取消す。二 前項の差押えを取消す。

「前記事実関係によれば、X<sub>2</sub>は、X<sub>1</sub>会社から、適法な弁護士業務の一環として債務整理事務の委任を受け、同事務の遂行のために、その費用として五〇〇万円を受領し、X<sub>2</sub>名義の本件口座を開設して、これを入金し、以後、本件差押えまで、本件口座の預金通帳及び届出印を管理して、預金の出し入れを行っていたというのである。このように債務整理事務の委任を受けた弁護士が委任者から債務整理事務の費用に充てるためにあらかじめ交付を受けた金銭は、民法上は同法六四九条の規定する前払費用にあたるものと解される。そして、前

払費用は、交付の時に、委任者の支配を離れ、受任者がその責任と判断に基づいて支配管理し委任契約の趣旨に従って用いるものとして、受任者に帰属するものとなると解すべきである。受任者は、これと同時に、委任者に対し、受領した前払費用と同額の金銭の返還義務を負うことになるが、その後、委任事務の処理の費用に充てることにより同義務を免れ、委任終了時に、清算した残金を委任者に返還すべき義務を負うことになるものである。そうすると、本件においては、上記五〇〇万円は、 $X_2$ が $X_1$ 会社から交付を受けた時点において、 $X_2$ に帰属するものとなったのであり、本件口座は、 $X_2$ が、このようにして取得した財産を委任の趣旨に従って自己の他の財産と区別し管理する方途として、開設したものであるものというべきである。これらによれば、本件口座は、 $X_2$ が自己に帰属する財産をもって自己の名義で開設し、その後も自ら管理していたものであるから、銀行との間で本件口座に係る預金契約を締結したのは、 $X_2$ であり、本件口座に係る預金債権は、その後に入金されたものを含めて、 $X_2$ の銀行に対する債権であると認めるのが相当である。したがって、 $X_1$ 会社の滞納税の徴収のためには、 $X_1$ 会社の $X_2$ に対する債権を差押えることはできても、 $X_2$ の銀行に対する本件預金債権を差押え

ることはできないものというほかない。」

### 「補足意見」

「会社の資産の全部又は一部を債務整理事務の処理に充てるために弁護士に移転し、弁護士の責任と判断においてその管理、処分をすることを依頼するような場合には、財産権の移転及び管理の委託という面において、信託法の規定する信託契約の締結と解する余地もあるものと思われるし、場合によっては、委任と信託の混合契約の締結と解することもできる。この場合には、会社の資産は、弁護士に移転する（同法一条）が、信託財産として受託者である弁護士の固有財産からの独立性を有し、弁護士の相続財産には属さず（同法一条）、弁護士の債権者による強制執行等は禁止され（同法一条一項）、弁護士は信託の本旨に従って善管注意義務をもってこれを管理しなければならず（同法二〇条）、金銭の管理方法も定められており（同法二二条）、弁護士は原則としてこれを固有財産としたりこれにつき権利を取得してはならない（同法二二条一項）など、法律関係が明確になるし、債権者が債権者を害することを知って信託をした場合には、受託者が善意であっても債権者は詐害行為として信託行為を取消すこと

ができる（同法一二条）のである。これらの規定が適用されるならば、授受された金銭等をめぐる紛争の生ずる余地が少なくなるものと考えられる。」

### 「研究」

一 本件は、債務整理事務の委任を受けた弁護士が委任事務処理のために委任者から受領した金銭（預り金）を預け入れ、預り金を預け入れ、預金通帳と届出印を管理し、預金の出し入れを行っていた場合に、その預金債権の帰属が委任者の債権者（国税徴収権者としての国）との間で争われた事件である。

従来預金者認定の問題として争われたのは、その典例でいえば、出捐者（甲）が自己の預金とする意思で金銭を預け入れ行為者（乙）に交付し、乙は、自己又は架空人名義で行（丙）に預け入れ、通帳と印鑑を保管し、後に自己の預金として丙から預金担保貸付を受けたという場合に、乙を預金債権者とする丙の相殺に対して甲が預金債権の帰属を争うという事例である。この問題をめぐって、周知のように、客観説、主観説、折衷説が対立し、「自らの出捐により、自己の預金とする意思で自らまたは使者・代理人を通じて預金契約を

した者」を預金者とする客観説が通説的地位を占め、最高裁もこの考え方に従っている。前記事例のように、従来の最高裁に現れた事例において客観説に立つ意義は、記名式または無記名式定期預金契約の締結という大量取引の要請とともに、甲と丙の預金をめぐる利害の調整を民法四七八条の類推適用に求める前提として預金の実質的出捐者を預金者と措定するところにあるといえよう。

しかし、預金者認定の問題としても、従来の最高裁に現れた事案と本件事案では、検討されるべき側面を異にしている。第一に、従来の判例では、記名式ないし無記名式定期預金の預金者の認定が争点とされていたのに対し、後掲最高裁判平成一五年二月判決を含めて本判決では、普通預金の預金者の認定が問題とされていることである。普通預金については、その流動的特性から当該口座への出入金の結果として生ずる残高債権である点で定期預金と異なり、その預金者認定に際しても、契約締結者、預金名義人、通帳と印鑑の保管者など、純粹な客観説を修正した契約当事者確定についての一般的な契約解釈と同様の事情が考慮されることが指摘されている<sup>1)</sup>。たしかに、両判決はともに、右にのべた事情を考慮しているが、他方において、預金原資としての金銭の所有権帰属や委

任事務の前払費用の支配・管理という従来の客観説では出捐関係の存否を判断する際に考慮されるべき事情をも考慮している。これら二つの相矛盾するかのとき事情を整合的に理解することが可能なのか、それとも、最高裁は客観説から完全には脱却していないと見るべきかが問題となる。

第二に、従来の最高裁に現れたのは、出捐者と銀行との間で預金債権が出捐者に帰属するか、預入者に帰属するかが争われた事例であった。<sup>(2)</sup>これに対し、本件では、預金の原資を出捐した委任者の債権者と、委任事務遂行のための前払費用として受領し、個人名義の専用口座に預金した弁護士との間で預金債権に帰属が争われている。いわば、前者では、契約当事者レベルでの預金債権帰属が争われているのに対し、後者では、預金債権が誰の一般財産に帰属しているかという責任財産レベルでの預金債権の帰属が争われている。<sup>(3)</sup>委任者の債権者または預金名義人である委任者の債権者との関係において預金債権は誰に帰属しているかという視点は、預金者認定に際して考慮されないのか、またはどのように考慮されるのか、とりわけ、預金の原資となる金銭授受をめぐる委任契約上の法律関係が預金債権帰属にどのように影響を及ぼすかを検討する必要がある。

第三に、本判決の補足意見が指摘するように、本件預金は信託財産に属するという構成がとりうるかが問題となる。本件訴訟では、預金債権が委任者に属するか、預金名義人である受任者（弁護士）に属するかがもっぱら争点とされ、信託財産であることについての主張・立証はなされていないから、事案の解決としては、受任者に本件預金債権が帰属することを判断すれば足りたのであり、本判決の射程外の問題と見ることができるとも、最高裁が将来この種事案について信託財産であることを認める余地を残したものと解しうるかどうかは検討を要する。この問題は、後掲平成一五年二月判決を契機にして学説の関心を集め、事案の解決としては、保険代理店名義の専用口座に入金された保険料を原資とする普通預金について、損害保険会社を受益者とする信託財産であることについて否定的な学説が多数を占めている。しかし、信託一般についていえば、その機能の有用性を認め、その適用範囲を意識的に拡大することを企図する学説の傾向も見られる。私的債務整理のために弁護士の専用口座に入金された預り金については、信託の成立要件は比較的容易に認められるが、財産隠匿の可能性や預り金管理の実体についての見極めが必要となろう。



二 以下では、甲（委任者）と乙（受任者）との間に委任関係またはこれに準ずる関係が存在し、この関係に基づいて授受された金員が甲名義または乙名義の普通預金口座に預け入れられ、または振り込まれた場合における普通預金債権の帰属が争われた事例に焦点を合わせて、従来の判例および下級審判例の立場を検討し、確認することにする。

(1) 本件と同様に、甲乙間に甲の債務を整理するまたは被害者に対する弁償をするための委任契約が締結され、この契約に基づく委任事務費用などを保管するために開設された普通預金口座の普通預金債権の帰属が争われた事例が本判決の前後を通して四件ある（①高松高判昭四五・九・二九判タ二五七・二三八、②東京地判平六・三・三〇金商判例九九三・四〇、③東京地判平一四・三・一五金法一六五七・三四、④東京高判平一五・七・九金法一六八二・一六八〔③判決の控訴審判決〕）。預金名義は、甲債権者代表乙名義（①判決）、甲名義（②判決）、弁護士乙・甲預かり口名義（③、④判決）であり、通帳と印鑑は乙が管理している。いずれの事案も、甲の債権者（租税債権者）と乙との間で預金債権の帰属が争われ、客観説に従ってその帰属が判断されている。すなわち、預金口座に預け入れられた金員は委任事務処理費用として使

われる目的で授受ないし振り込まれたものであり、甲の預金とする意思で預け入れられたものでないこと、委任事務費用は乙の責任において管理処分しうるものであり、自ら管理する目的で口座を開設し、通帳および印鑑を管理していることを理由にして乙に帰属するものと判断している。ただし、②判決は、預金名義人が甲であり、甲が預金を拠出した出捐者であるとし、甲に帰属するものと判断している。乙は、甲名義の印鑑の交付を受けて甲名義の預金口座を開設しており、甲の代理人として預金契約を締結し、預金を管理している事例と見ることができる。

この種事例において客観説に立つことを前提にしたうえで普通預金債権が乙に帰属することを詳細に論じている判決として、④判決があり、後に本判決の判決理由と比較して検討するために、あらかじめその論旨について検討することにする。④判決は、「預金契約においては、……他の者に金銭を交付して預金することを依頼し、この者が預入行為を預入行為者の名義でした場合であっても、……特段に事情が認められない限り、出捐者を持って当該預金の預金者と解するのが相当であり、本件刑事被告事件の被害弁償資金としての前払費用は、交付の時に委任者の支配を離れ、受任者がその責任

と判断に基づいて支配管理し、委任契約の趣旨に従って用いるものとして受任者に帰属し、本件預金口座は、委任者から交付され、自己の財産になるべき金銭を預金する意思で開設し、その後も自ら管理していたものであるとして、預金債権は受任者に帰属すると判断している。預金の出捐関係は、預金の実質的な拠出ではなく、委任契約上の委任事務費用の法的性質から導かれ、自己に帰属したその費用を出捐して自らの名義で開設された口座に預け入れ、預金を管理しているという構成によつて客観説の立場から受任者に預金債権が帰属することを根拠付けている。したがって、④判決は、出捐者が自ら開設した普通預金口座へ預入れ、預金を管理していることを考慮したもの、すなわち、客観説から見て、出捐者が預金債権者とされる典型的な場合と見られるのであり、預金名義、預入行為や通帳・印鑑の管理それ自体を考慮したものではないと見ることができる。

〔判 例 研 究〕

(2) 損害保険代理店が保険契約者から收受した保険料を入金する目的で開設した専用の普通預金口座の預金債権の帰属が争われた事例が四件ある(⑤東京地判昭六三・三・二九金法一二二〇・三〇、⑥東京地判昭六三・七・二七金法一二二〇・三四、⑦千葉地判平八・三・二六金法一四五六・四四、

⑧最判平一五・二・二一民集五七・二・九五)。

保険会社と破産した損害保険代理店の破産管財人の間で預金債権の帰属が争われた事例では、保険料は代理店の一般財産から区別された専用口座に保管され、口座名によつてこのことが明示されていることなどを理由に、預金債権は保険会社に帰属しているとする(⑤、⑥判決)。

保険会社と銀行との間で預金債権の帰属が争われた事例では、口座を開設して預金の名義人となり、預金を管理している代理店に帰属するとする⑦判決の他、保険料に対する実質的経済的利益を有する保険会社に帰属するとする原審の判断を排斥し、代理店への帰属を認める⑧判決がある。⑧判決は、その理由として、普通預金契約を締結して預金口座を開設したのは代理店であり、甲保険会社代理店乙名義の口座は、保険会社を預金者と表示するものではなく、代理店に預金契約締結の代理権が授受された事情は窺われないこと、預金口座の通帳と届出印は代理店が保管し、代理店のみが預金口座の出入金を行い、預金口座の管理者は名実とも代理店であること、受任者が委任契約によつて委任者から代理権が授与されている場合に、受任者が受け取った金銭については、占有と所有が結合しているために、金銭の所有権は常に金銭の受領

者である受任者に帰属し、受任者は同額の金銭を委任者に支払う義務を負うに過ぎず、したがって、本件預金の原資は、代理店が所有していた金銭に他ならないこと、を挙げており、さらに、代理店において、本件預金を他の財産と明確に区別して管理していたこと、本件預金の目的・使途が委任契約により制限されていたこと、本件預金口座が保険会社に交付される金銭を一時入金するための専用口座であることという事情があるとしても、「これらが金融機関である上告人に対する関係で本件預金債権の帰属者の認定を左右する事情になるわけではない」とする。

本判決は事例判決として構成され、普通預金債権の預金者の認定に際して、どのような事情を考慮して誰を預金者とするかについて正面から判断したものではないこと、その論旨は客観説に立つ従来の最高裁判決の論旨と異なること、本件は、従来の判例に現れていた定期預金債権と異なり、普通預金債権の帰属が争われていることなどから、多様な見方が可能である。

①普通預金の流動性を重視し、預金の出入金の結果として生ずる残高債権という普通預金債権の特殊な法的性質に基づいて、一般の契約解釈と同様に、預金契約締結の当事者、預

金の名義、通帳と印鑑を保管し、預金を管理している者を基準にして預金者の認定をするものと理解する見解がある<sup>(4)</sup>。この見解からは、ある時点での口座残高について出捐者を確定することは困難であり、客観説を適用することに違和感があると見て、金銭所有権が占有とともに代理店に移転し、預金の原資が代理店の金銭によることという理由付けを否定的に評価する。そして、前記引用箇所については、金融機関との関係では、専用口座であつても、流動性預金口座であることを否定しない趣旨を述べたものと理解する<sup>(5)</sup>。さらに、普通預金債権の特殊な法的性質に立ち入らずに、普通預金口座であることに着目して一般的な契約法理による当事者確定方法をとるものと解する見解も主張されている<sup>(6)</sup>。

しかし、他方、②客観説、主観説とは別個の枠組みにより預金債権帰属を認定したものと見るのが自然である、客観説または主観説のいずれか一方に依拠しているとは解し難いとする見方もあり、また、③従来の判例が客観説を採用したのは、出捐者が預入行為者に預金の預入を委託した事例であるのに対し、本件は代理店が保険会社に金銭を送金する一段階として銀行口座に預け入れられたという事案の違いがあり、本判決が客観説をとらなかったのは、少なくとも金融機関と

の関係において口座の預金者が誰かを判断する事案の違いによるという見方も主張されている。<sup>(8)</sup>

いずれの見方によるべきかは、結局のところ、いわゆる金銭所有権ドグマに基づいて本件預金の原資は代理店の所有に属する金銭であるとする理由付けを判決理由全体の中でどのように位置付けて理解するにかかわる。この理由付け自体は、受任者が委任契約に基づいて他から受領した物が金銭であれば、占有とともに所有も移転し、金銭は受任者に帰属するという一般的に承認された考え方に基づくものである。<sup>(9)</sup>また、本件では、預金の原資となる金銭所有権の帰属者と預金契約締結者・預金管理者が同一であるからこの理由付けが結論を左右するわけではない。しかし、それにもかかわらず預金者認定の際にこの理由付けが付加されたことの意義は問題となろう。最高裁が普通預金債権の法的性質をどのように解するかは不明であるが、預金の原資を問題にする限りにおいて、①の普通預金債権を流動的な残高債権とする構成に適合的でないし、金融機関との関係においては、分別管理された専用口座であることがその性質を排除するものでないとする見方にも適合しない。預金の原資が限定され、預金の使途が制限され、分別管理されていることからすれば、全体として

特定した普通預金債権であるか、少なくともそのような態様にある普通預金債権であることを前提として見ることができよう。①の見解からは、従来の客観説では、出捐の存在が預金の原資を実質的に出捐した者を保護する方向で働いていたのに対し、本件では、預金の実質的利益の帰属者（保険会社）の出捐を否定する理由付けとされており、出捐自体の内容が曖昧であるとしてこの理由付け自体を否定的に評価している。たしかに、預金の原資としての金銭所有権の帰属を問題とし、その原資としての金銭が代理店に帰属するという構成は、従来の客観説における出捐と異なることは明らかである。本判決がこの理由付けを付加した意義は、その一面において、原審判決の判断に反して、預金について経済的実質的利益が保険会社に帰属していること、少なくともこのことを根拠にして預金者を認定することを否定することに求めることができるであろう。従来の学説では、封金の構成、受領保険料または口座預金について保険会社と代理店との間にあらかじめなされる占有改定合意構成、代理店が保険料を受した時点から保険会社が保険役務を負担することに着目し、問屋があらかじめ委託者から受領していた代金で目的物を取得した場合と同視する問屋的構成により保険会社を預金

者とする試み、または代理店に預金が帰属するとしても、代理店が破産した場合に保険会社に取り戻権を認める試みがなされていた<sup>10)</sup>。しかし、他方において、これらの学説に対しては、保険会社は代理店を保険料收受機関とする保険料收受システムを活用することにより営業を拡大する利益を得ており、また、自らが預金口座を開設することによるリスク（定期的な全口座の残高証明を取得するなど）を回避していることから、内部的な預金に対する利益の帰属関係を援用して預金者を認定し、または代理店破産の場合に保険会社の取戻権を認めるのは妥当ではないとの批判がなされている<sup>11)</sup>。

本判決は、受任者が委任契約に基づいて他から受領した金銭所有権は受任者に帰属するという理由付けにより、右の批判的な見解に左袒し、預金についての内部的な利益の帰属関係を援用して保険会社を預金者と認定することを否定したものと解することができる。そして、この理由付けからは、⑤⑥判決の事例のように、保険会社と代理店の破産管財人との間で預金債権の帰属が争われた場合にも代理店に預金債権が帰属することが肯定され、保険会社の取戻権も否定されることになる。この点は、③の見方にも関わる。本判決の射程が金融機関との関係において預金債権が代理店に帰属するこ

とにしか及ばず、保険会社または代理店の債権者との関係では別の判断がなされうるとするならば、預金債権の相対的帰属を認めることになり、無理がある<sup>12)</sup>。したがって、本判決は、他面において、従来の最高裁に現れた事例ではほとんど争点になりえなかつた委任者または受任者の債権者との関係における預金債権の帰属関係をも視野に入れ、この関係において代理店に預金債権が帰属することを正当化する根拠としてこの理由付けを付加したものと見ることができるよう思われる。このような理解は、預金者認定の問題と預金の信託的帰属の問題が二者択一の関係にあるとする近時の学説の主張と矛盾するものではない。預金の信託的帰属の問題は、委任者および受任者の責任財産から独立し、受益者のための信託目的に拘束された財産を形成することを目的とするのに対し、預金者認定の問題は、誰の責任財産になりうるかという視点を含めた預金債権の帰属を決定することを目的とするものであるからである。もともと、前記の理由付けは、財産権の移転という信託の要件との関連において、本件預金について保険会社を受益者とする信託財産であることを否定するための重要な形式的な論拠にもなりうる<sup>13)</sup>。

なお、本判決の反対意見は、本件代理店契約には、代理店

が保険会社の代理人として金融機関との間で預金契約を締結する権限を授与することも含まれるとし、これを理由にして本件預金債権が保険会社に帰属することを認める。しかし、保険実務では、代理店に預金契約締結の代理権を授与すれば、代理店が口座の資金を担保にして借入を行うというリスクや保険会社が定期的に全口座の残高証明を取得しなければならぬというリスクが生ずるために、代理権付与という構成をとっていない<sup>14</sup>かつたようであり、保険会社が代理店に対して普通預金契約締結の代理権を授与した事実は認められないとする本判決の判断は正当であろう。代理店の保険料保管専用口座の場合には、本判決のような事例を常態とするから、預金契約締結の代理権授与を認定することは困難であるが、他の類型の事例、たとえば、つぎに検討するマンシヨンの管理費について管理業者名義での普通預金の場合では、預金契約締結の代理権の授与を認定して管理組合に預金債権が帰属することを認めている。内部的な委任契約の内容如何によっては、預金契約代理権の授与を認定することにより委任者への預金債権帰属が認められる余地があり、その場合には、預金の信託的帰属構成による解決との二者択一的な関係が問題となる。

(3) マンシヨンの管理費などについて管理会社の専用の普通預金口座に入金された普通預金債権の帰属が銀行、管理会社の破産管財人、管理組合（区分所有者団体）の間で争われた事例が四件あり、破産会社への帰属を認める判決（⑨東京地判平八・五・一〇判時一五九六・七〇、⑩東京地判平一〇・一・二三金商判例一〇五三・三七）と管理組合（区分所有者団体）への帰属を認める判決（⑪東京高判平一一・八・三一判時一六八四・九、⑫東京高判平一二・一二・一四判時一七五五・六五）に分かれる。破産会社への帰属を認める判決では、通帳・印鑑の保管および管理委託費の管理が破産会社に委ねられていたこと（⑨判決）、管理費は委任事務の前払費用として専用の預金口座に送金された段階で破産会社に帰属すること（⑩判決）を理由とし、区分所有者団体への帰属を認める判決は、⑨⑩判決の控訴審判決であるが、区分所有者から徴収した管理費は管理を行うべき管理組合に帰属するが、管理組合法人が設立される以前段階では管理費は区分所有者全員に総有的または合有的に帰属するから、預金の出捐者は区分所有者全員であり、管理会社は区分所有者の使者として自己名義の定期預金をしたこと（⑪判決）、管理会社は区分所有者を代理する団体の行う管理業務の執行者であり、管理費

などについて管理する権限を与えられ、その管理の一環として区分所有者団体の預金口座を開設する権限が与えられたこと、定期預金への組替えについては区分所有者団体が黙示の承諾を与えていたことなど（⑫判決）を理由としている。いずれの判決も客観説に立つが、結論を左右したのは、法的な構成としては、管理費を管理する権限帰属についての違いである。管理会社が管理委託契約の受任者として管理費を管理する権限を有するとすれば、預金の原資となる金銭は管理会社に帰属し、預金債権も管理会社に帰属するという結論になるのに対し、区分所有者団体に管理権限があり、管理会社はその執行者（代理人）であるとして、またはその管理権限に基づいて、預金債権は団体に帰属するという結論になる。

これらの訴訟が提起された当時においては、建設省の標準管理委託契約書によると、管理費等の支払方法は、各区分所有者名義の口座から自動振替により管理組合に支払われることとされ、管理会社が管理費等の出納業務を受託する場合の方法としては、管理費等の収納を管理会社名義の口座を用いて行う収納代行方式と管理組合名義の口座で収納を行い、通帳と印鑑を管理会社が管理する支払一任方式があったとされ、その当時の建設省の通達にしたがって、管理会社が保管

口座の名義を管理組合理事長名義に移行させる時期であったという。<sup>15</sup>このような指摘を前提にすれば、管理会社は管理委託契約に基づいて管理費等について収納保管する権限が与えられ、この権限の一環として収納保管のために普通預金口座開設の代理権が付与されたと解するのが素直であろう。<sup>16</sup>なお、平成一三年八月に、マンションの管理の適正化の推進に関する法律が施行され、同法、同施行規則および国土交通省の通達によれば、管理会社が修繕積立金等を預金で管理する場合は、委託者である管理組合等を名義人にしなければならないことなどが定められ、管理会社が受託する場合の管理組合の預金管理については、立法によりほぼ問題が解決したといわれている。<sup>17</sup>

三 本件は、債務整理事務の委任を受けた弁護士が委任事務処理のために委任者から受領したいわゆる預り金を預け入れるために、または振込みを受けるために弁護士の個人名義で開設した普通預金口座の預金債権の帰属が委任者の債権者と弁護士および委任者との間で争われた事件である。

弁護士が委任事務処理に関連して委任者から受領するいわゆる預り金には、特定の具体的な用途のために支払い相当額を受領するもの（土地買入委任における買入代金）、包括的に

各種の費用に充てるために一定金額を受領するもの（訴訟提起のための印紙代、調査費に充てる費用の概算額を受領するもの）、委任事務の相手方である第三者から委任者に対する支払金を受領するもの（和解の相手方から支払われる和解金）があるといわれており、これらの預り金を管理するために、各弁護士会では、その具体的な管理の方法を定めた会規を設けている。<sup>(19)</sup>これによれば、預り金を分別管理するため専用の口座を開設する義務が課せられるが、一口座で複数の預り金を管理することも許され、また、口座の名義まで指定されていないために、弁護士個人名義、弁護士預かり口名義、弁護士依頼者預かり口名義、依頼者代理人弁護士名義など多様な名義が用いられているという。

〔判例研究〕  
ところで、本件では、債務整理事務遂行のための費用として五〇〇万円がX<sub>1</sub>からX<sub>2</sub>に交付され、さらに、Bの所有する株式の売却代金、X<sub>1</sub>のBに対する立替分返還金、X<sub>1</sub>所有の不動産、動産の売却代金、請負代金、公租公課の還付金が本件口座に振り込まれている。これらのうち、五〇〇万円は前払費用としてX<sub>2</sub>に帰属するが、それ以外の金銭がX<sub>2</sub>に帰属する理由は明らかにされていない。普通預金債権の法的性質からX<sub>2</sub>に帰属すると解することも可能であるが、むしろ、債務整

理事務遂行のための（前払）費用としてX<sub>2</sub>に帰属するものと解される。<sup>(20)</sup>そして、これらの金銭は、X<sub>2</sub>の財産と区別して管理するために開設されたX<sub>2</sub>個人名義の普通預金口座に預け入れられ、または振り込まれ、この口座に基づく普通預金債権がX<sub>1</sub>、X<sub>2</sub>のいずれに帰属するかがX<sub>1</sub>の債権者YとX<sub>2</sub>（X<sub>1</sub>）との間で争われたものである。

本判決は、これらの金銭を委任事務の前払費用とし、前払費用について一般的に承認されている法的性質に基づいてX<sub>2</sub>への帰属を認め、X<sub>2</sub>は自己に帰属する財産をもつて自己名義で開設した預金口座に預入れ、または振込みを受け、通帳印鑑を保管して口座を管理していることを理由に、本件預金債権はX<sub>2</sub>に帰属するものと判断している。

本件の事案を含めた本判決の特徴は以下の点にまとめることができる。第一に、本件普通預金口座は、分別管理された口座であり、そこに入金された金銭はいつでも委任事務を遂行する目的に基づくものであるから、普通預金債権としても、その特定性を認めることが可能なことである（この点は、保険料に関する⑧判決の事例と異ならない）。第二に、本件口座が弁護士個人名義であることである。依頼人に代理人と表示されている名義については別に解する余地があり、本判決の



射程には含まれないこととなろう。第三に、委任事務の前払費用の性質に基づいてこの金銭が受任者に帰属することを認めたとである。この点は、占有とともに金銭所有権が移転するとする⑧判決の構成と異なるが、最高裁は、受任者が委任契約に基づいて他から受領した金銭については金銭所有権の特殊な性格に基づいて、また、委任者から受領した委任事務の前払費用についてはその法的性質に基づいて金銭の帰属を判断していると解される（もつとも、前者についても、前払費用と同様の構成が採れないわけではない<sup>(22)</sup>）。むしろ、問題は預金債権帰属の判断に際してこの理由付けを用いたことの意義をどこに求めるかである。自己に帰属した前払費用を出捐して自己名義で口座を開設し、預金を管理していると見れば、④判決と同様に、客観説によってもX<sub>2</sub>に帰属するのは当然ということになる<sup>(23)</sup>。そして、出捐の意味内容は事案の型によって異なり、従来の客観説のいう預金原資の実際の出捐者と違う根拠に基づいて出捐者が決定されたと解することもできる。⑧判決に関連して言及したように、本件では、X<sub>1</sub>の債権者Yとの関係において本件預金債権がX<sub>2</sub>に帰属することを正当化する根拠としてこの理由付けを用いたものと解することができる（すくなくとも、この理由付けがこのよ

うな機能を営むものと解することはできよう）。本件の普通預金債権が特定していると見れば、その預金債権の帰属を判断する際に、誰の責任財産として帰属しているかという要素を無視することはできないように思われる。

本判決を以上のように解するとすれば、本判決の射程は普通預金一般には及ばないと解される。また、一つの口座で複数の預り金が管理されている場合にも、預金債権としての特定性に欠けるから、その射程は及ばないことになろう。口座名義に関連して、委任者の代理人名義の場合には、本判決の射程が直接及ぶものではないが、普通預金における口座名義を重視する考え方によれば、委任者の代理人として口座を開設したことを理由に委任者への帰属が認められる（この場合には、前払費用であることが否定されるとする<sup>(24)</sup>）。しかし、内部的な委任の趣旨から前払費用であることが認定されるならば、単に委任者の預金と区別する趣旨に解して、内部的な実質を重視して受任者に帰属すると解する余地がある<sup>(25)</sup>。

四 本判決の補足意見は、本件における信託の適用の可能性を指摘している。本件では、補足意見が指摘するように、当事者が信託の成立を争っていないために、当事者間で信託目的に従った預金の管理処分合意、すなわち、信託の合意お

よび預金の具体的な管理方法についての合意が認定されていないから、信託の成立を認めることはできない。事案の解決としては、本件預金債権がX<sub>2</sub>に帰属することを判断すれば足りたものといえる。しかし、最高裁がこの種事例に信託の適用の可能性を示唆したものと受け止めることもできる。

信託は、①財産権の移転・処分、②当該財産につき他人をして一定の目的に従い管理または処分させることが認められれば成立し(信託法一条)、当事者が信託という文言を用いたか否か、法的な意味における信託契約であることを認識していたか否かはその成立に影響を及ぼさないと解されている。もっとも、登記・登録できない財産については何らの公示手段なくして第三者に対抗できると解されているために、受託者に分別管理義務が課され、分別管理され、特定性をもって保管されていることを成立要件として考慮すべきとする見解が有力に主張されている。<sup>26)</sup>最高裁は、やや特殊な二つの事例について信託の成立を認めており、<sup>27)</sup>学説もほぼ異論なくその結論を承認していた。

本件についていえば、前払費用は、その交付の時点で弁護士に移転するから、財産権の移転という要件は満たしている。委託者の債務整理という信託目的も明確である。また、適法

な業務の一環として委任を受けたとされているから財産隠匿という事情もなかったと見られ、信託目的に従った預金管理の合意と具体的管理方法の約定が認定されていれば、信託の成立が認められたといえる。<sup>28)</sup>

(1) 雨宮啓・金商判例一一六八号二頁以下、森川隆・大阪経済法科大学法学論集五五号一頁以下、潮見佳男「損害保険代理店の保険料保管専用口座と預金債権の帰属(下)」金法一六八五号四三頁、森田宏樹・ジュリスト一二六九号八三頁など。

(2) 最判昭和三二年一月二九日民集一一卷一三三二七八頁、最判昭和四〇年一月二二日金法四二七号六頁、最判昭和四〇年一月二二日金法四三三三三九頁、最判昭和四八年三月二七日民集二七卷二二三七六頁、最判昭和五二年八月九日民集三一巻四号七四二頁、最判昭和五三年二月二八日金法八五五号二七頁、最判昭和五三年五月一日金商判例五五〇号九頁、最判昭和五七年三月三〇日金法九九二二三八頁、同四〇頁、最判昭和五七年四月二日金法九九五号六七頁、最判昭和六二年一月一日金法一一八三三三六頁。

(3) 潮見・前掲論文(上)金法一六八三三三九頁。なお、森田宏樹「普通預金の担保化・再論」信託取引と民法法理三二七頁は、預金債権の債権者として有する取立て権限と預金契約の当事者として有する口座利用権限を区別するべきことを指摘している。

- (4) 雨宮・前掲評釈二頁以下、潮見・前掲論文(下)四三頁、五〇頁(ただし、原資の所有者が誰かという客観説の基準を唯一ではないが主要な基準の一つとして捉えたものという留保をつける)、尾島明・ジュリスト一二五六号一七八頁、角紀代恵・判タ一一二八号八五頁、遠藤曜子・NBL七八二七二頁、森田・ジュリスト一二六九号八四頁。
- (5) 森田・前掲箇所。
- (6) 中田祐康・判例セレクト2003一八頁、伊藤栄寿・法政論集二〇〇号三四三頁。
- (7) 滝本豊水Ⅱ古角和義・金法一六七七号二六頁、今井克典・法学教室二七六号八九頁。
- (8) 甘利公人・判評五四〇号四一頁。
- (9) 幾代通Ⅱ広中俊雄・新版注釈民法(16)二六一頁(明石)。
- (10) 山下友信・ジュリスト九二九号四九頁、弥永真生・ジュリスト九九五号一〇八頁以下など参照。
- (11) これらの学説の対立状況について、潮見・前掲論文(下)四四頁以下、伊藤・前掲評釈三四二頁参照。
- (12) 受任者の一般財産から分別管理され、預金債権として特定性を有している専用口座の預金であることを理由に、委任者の債権者との関係では委任者に預金債権が帰属することを認めることになれば、金融機関との関係では受任者に、委任者の債権者との関係では委任者に相対的に帰属することになるが、このような関係を認めることを本判決が意図しているとは解することはできないであろう。判決理由の引用箇所は、金融機関との関係において、分別別管理された専用口座であるという事情は預金債権帰属を判断する際に決定的な要素にならないことを述べたに留まると解すべきであろう。
- (13) 潮見・前掲論文(下)四九頁。
- (14) 御田隆裕「損害保険会社からみた最高裁平成一五年二月二一日判決に関する実務対応」銀行法務21六二二号一頁以下参照。
- (15) 篠原ひろ子「マンション管理組合預金の実務」金法一六八六号五四頁以下。
- (16) 太田知行・本判決評釈判評四九五号二二頁。
- (17) 篠原ひろ子・前掲論文六〇頁。
- (18) 大橋寛明・本判決解説ジュリスト一二六二号一四二頁以下、田原睦夫・金法一六六二号四頁。
- (19) 高岡信夫「弁護士預り金口座取扱いの実務」金法一六八六号四七頁以下参照。
- (20) 大橋・前掲解説一四二頁。
- (21) たとえば、我妻栄・債権各論(中二)六八一頁および六八〇頁参照。
- (22) 我妻・前掲書六七八頁参照。
- (23) 大橋・前掲解説一四二頁は、本判決の判断に従えば、X<sub>2</sub>の預金とするのは当然であるとす。
- (24) 大橋・前掲解説一四二頁。なお、宮川不可止「弁護士の預り金の専用口座の法的性格」金法一六七八号五三頁も委任者への帰属を認める。

(25) もつとも、この点は、口座開設時に金融機関が本人の確認

をどこまで行うかにも関わる。この点については、渡辺隆生

「預金帰属に関する二つの最高裁判決と銀行実務」金法一六八  
六号四六頁参照。

(26) 道垣内弘人「信託の設定または信託の存在認定」信託取引  
と民法法理一八頁以下。

(27) 最判昭二九年一月一六日判時四一號一一頁、最判平一四  
年一月一七日民集五六卷一號二〇頁。

(28) もつとも、現段階ではあくまでも一つの解釈論に過ぎない  
(渡辺・前掲論文四六頁)、濫用的な運用に対する配慮を必要  
とする(宮川・前掲論文五六頁)などの慎重な見方をする見  
解も見られる。たしかに、弁護士の預り金についての普通預  
金が信託財産にあたるかどうかについては、いくつかの検討  
されるべき問題が残されている。第一に、各弁護士会の定め  
る預り金の具体的管理方法が信託を想定して定められている  
か——同一の口座で複数の預り金が管理されている実態、信  
託に適合する口座名義の統一化など——そして、会規に従っ  
た管理が実務においてどの程度定着しているかである。これ  
らは、取引類型として信託を認めるに足りる実体、普及性と  
いう点が信託の認定に際して全く考慮されないのかどうかにか  
かわる。第二に、どのような種類の預り金に信託が適用さ  
れうるかである。単なる保管目的の預り金については、財産  
隠匿の可能性を考慮すれば、信託目的には含まれないと解さ  
れよう。この点は、信託目的に関連していかなる範囲まで信

託の適用を認めるかにかかわる。